

農用地利用計画変更申出の受付再開のお知らせ

↓
(農用地区域からの除外・編入・用途区分の変更)

本市では、令和２年１２月に国において「農用地等の確保等に関する基本指針」が、令和４年１月に香川県において「農業振興地域整備基本方針」が変更されたことに伴い、高松農業振興地域整備計画の全体見直しに取り組み、令和７年３月３１日付けで完了しました。

つきましては、休止していました農用地利用計画変更申出（農用地区域からの除外・編入・用途区分の変更）について、下記のとおり受付を再開いたします。

なお、今回の全体見直しに伴い、農用地区域に変更が生じる場合がありますので、令和７年３月３１日以前に本市ホームページにて農用地の確認をしている土地につきましては、再度、確認をお願いいたします。

１ 受付の再開時期

令和７年４月１日（火）から受付開始します。（同月２１日（月）締切）

なお、受付時期については、変更ありません。

年３回とします。（４月・８月・１２月とし、締切日は２０日。１２月は１５日とする。締切日が土曜、日曜、祝日の場合は次の平日とする。）

特例として、下記４項目に限り６月・１０月・２月にも受付します。

- （１） 自己所有農地において農家住宅若しくは分家住宅を新築又は増築する場合
- （２） 土地収用法該当事業実施による移転先となる場合
- （３） 自然災害からの復旧を行う場合
- （４） 災害又は事故等による多額の負債を整理する場合

※ 受付件数が多くなると、審査に時間を要するため、通知等が通常より遅れますので、御留意ください。

詳しくは、高松市創造都市推進局産業経済部農林水産課（農林計画係）にお問い合わせください。（TEL：８３９－２４２２）